

こんなときには、必ず届出を!



こんなとき	どうする?	届出先
会社を退職したとき	国民年金の加入手続きをする	市役所 年金窓口
配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所 年金窓口
配偶者が転職し、会社がかわったとき	引き続き、第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき	再交付の手続きをする	最寄りの年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る(電話可)	最寄りの年金事務所

11月は「ねんきん月間」、 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」でご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、ご自宅のパソコンで日本年金機構のホームページからご確認いただけます。

※「ねんきんネット」とは、インターネットを通じて国民年金と厚生年金の加入履歴等を確認できるサービスです。ただし、旧法(老齢・通算老齢)年金受給者および共済年金の確認はできません。

【ねんきんネットに関するお問い合わせ】 TEL 0570-058-555(自動音声案内)
050から始まる電話でおかけになる場合は TEL03-6700-1144



コザ年金事務所では、休日年金相談を実施します。

日時：11月30日(日) 9時30分~16時
場所：コザ年金事務所

※ ご相談希望の方は、コザ年金事務所へご予約をお願いします。
※ お電話は自動音声案内となっています。案内に従って番号を押してください。

【問い合わせ】 コザ年金事務所 TEL:933-3439

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線117・366

国民年金(基礎年金)3つのメリット



- 1.老後のために 老齢基礎年金
- 2.病気やけがで障害の状態になったときに 障害基礎年金
- 3.加入者が亡くなったとき、大切な家族のために 遺族基礎年金

老齢基礎年金

納付 + 免除 + 厚生年金等 + カラ期間(※)
が25年以上あればもらえます。

※カラ期間

- 日本人で海外に住んでいた期間
- 昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金や共済組合に加入していた期間
- 平成3年3月以前に学生(20歳以上で夜間制、通信制を除く)であった期間 など

障害基礎年金

納付要件 (次のいずれかひとつ)

- ① 20歳から初診日(※)の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること
- ② 初診日(※)の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと

※初診日

障害の原因となった病気やけがで、初めて病院に行った日

★障害基礎年金は1級・2級のみですが、厚生年金加入期間中に初診日がある場合、障害厚生年金となり3級まで支給。

遺族基礎年金

納付要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から死亡日の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること
- ②死亡日の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと

★死亡日が厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となります。(支給対象の遺族の範囲も異なります)

支給対象の遺族

- ①子のある配偶者
- ②子(※)

※子とは18歳に達する年度末までの子。障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満。なお、いずれも婚姻していないこと。

第1号被保険者の独自給付

死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人(※)が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※一部免除が承認され、減額された保険料を納付した期間も含まれますが、算入割合が異なります。

寡婦年金

老齢年金を受給できる資格(25年以上)のある夫(婚姻期間10年以上)が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

特別障害給付金

任意加入であった次の期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

対象となる方

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間制、通信制等を除く)
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などに加入していた方の配偶者